

千葉市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月24日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第42号

千葉県公印規則の一部を改正する規則

千葉県公印規則（昭和45年千葉県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1専用公印の表43の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。